

下記の補助金等の申請受付を開始しましたので、ご利用の方は各課窓口まで申請をお願いします。

## ふるさと定住奨励金

奨学金を返還されている村在住の方へ奨励金を交付します。

### ■対象者

平成29年度に奨学金の返還をした方で、1年以上村に居住し、申請時に現に居住している方。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象者となりません。

- (1) 本人又は同居家族の村税等を滞納している方
- (2) 奨学金の返還金に滞納がある方
- (3) その他村長が交付対象者として不適当と認めた者

### ■交付額

平成29年度に返還された奨学金返還金3分の1。

ただし、繰上償還により奨学金を返済した場合は、返還開始時に設定した返済の年数ごとに交付します。

### ■申請に必要な物

- ① 交付申請書（役場企画課でお渡しします）
- ② 申請者の住民票
- ③ 申請者及び世帯員全員の納税証明書（平成29年度分）
- ④ 印鑑、振込口座

## 高校生バス通学費等補助金

高校生の通学に使用するバス又はJR定期券購入代金の一部を補助します。

### ■対象者

村内に在住し、バス又はJRの定期券を購入して通学する高校生の保護者

### ■交付額

バス又はJR定期券購入代金の8割を補助（100円未満は切り捨て）

※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に使用できる定期券が対象となります。

### ■申請に必要な物

- ① 交付申請書（役場企画課でお渡しします）
- ② 購入した定期券の写し
- ③ 印鑑、振込口座

**申請・問** 企画課 ☎ 47-3402

## 子育て住宅リフォーム等促進事業補助金

◇補助対象者（次の要件をすべて満たす方。）

- ① 東成瀬村に住民登録し、自己の所有している住宅に現に居住していること。（住宅の所有者が、その住宅の居住者または子の場合、その居住者を所有者とみなします。）
- ② 本人及び同居の家族全員が村税等を滞納していない方。
- ③ 18歳以下（高校生以下）の子どもがいる世帯及び妊婦がいる世帯。

◇補助対象工事（次の要件を全て満たす工事。）

- ① リフォーム等工事に要する費用が10万円以上であること。
- ② 村内に事業所を有し、村の法人村民税が課されている法人、または村内に住民登録している個人事業主が施工するものであること。

◇補助金の額

- ① 補助対象工事に要する費用の20%に相当する額。（千円未満切り捨て）ただし、30万円を限度とする。

## 住宅リフォーム等促進事業補助金

◇補助対象者（次の要件をすべて満たす方。）

- ① 東成瀬村に住民登録し、自己の所有している住宅に現に居住していること。（住宅の所有者が、その住宅の居住者または子の場合、その居住者を所有者とみなします。）
- ② 本人及び同居の家族全員が村税等を滞納していない方。

◇補助対象工事（次の要件を全て満たす工事。）

- ① リフォーム等工事に要する費用が50万円以上であること。
- ② 村内に事業所を有し、村の法人村民税が課されている法人、または村内に住民登録している個人事業主が施工するものであること。

◇補助金の額

- ① 補助対象工事に要する費用の10%に相当する額。（千円未満切り捨て）ただし、30万円を限度とする。

**問** 建設課 ☎ 47-3408